

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年10月1日改定）**

掲載日 2026年2月26日

■貯金等共通規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>5 貯金小切手</p> <p><u>(1) 当行は、預金者の請求に基づき、貯金（振替貯金を除きます。）の払戻金の払渡しにつき、現金の交付に代えて、当行所定の方法により当行を支払人とする払戻金額を表示した小切手を振り出します。</u></p> <p><u>(2) 小切手は、本支店等において振り出します。ただし、振出を行わない本支店等は当行所定の方法により公表します。</u></p> <p>(3) 小切手は、記名式持参人払とします。ただし、申出がある場合は、記名式とすることができます。</p> <p>(4) 振り出された小切手の支払を受けようとするときは、所持人は、その小切手の裏面に住所を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（小切手の支払を行う郵便局に限ります。）に呈示してください。</p> <p><u>(5) 第1項の請求については、当行所定の方法により当行所定の料金をいただきます。</u></p>	<p>5 貯金小切手</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 小切手（<u>当行が預金者の請求に基づき、貯金（振替貯金を除きます。）の払戻金の払渡しにつき、現金の交付に代えて、当行所定の方法により当行を支払人とする払戻金額を表示して振り出した小切手をいいます。以下本条において同じとします。</u>）は、記名式持参人払とします。ただし、申出がある場合は、記名式とすることができます。</p> <p>(2) 振り出された小切手の支払を受けようとするときは、所持人は、その小切手の裏面に住所を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（小切手の支払を行う郵便局に限ります。）に呈示してください。</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2026年1月5日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2026年10月1日</u>から実施します。</p>

■振替貯金口座規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>15 小切手の用紙</p> <p><u>(1) 当行を支払人とする小切手を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</u></p> <p><u>(2) 前項以外の小切手については、当行はその支払をしません。</u></p>	<p>15 小切手の用紙</p> <p><u>当行は、当行が交付した用紙を使用して当行を支払人として振り出された小切手以外の小切手については、その支払をしません。</u></p>
<p>18 振出日の記載のない小切手</p> <p>(1) <u>小切手を振り出す場合には、小切手要件をできるかぎり記載してください。小切手で振出日の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>18 振出日の記載のない小切手</p> <p>(1) <u>2026年10月1日以降に振り出された小切手又は振出日の記載のない小切手が呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒むことができるものとします。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<p>27 印鑑照合等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって<u>第15条により</u>交付した小切手の用紙であると認めて取り扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造又は流用があってもそれにより生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>27 印鑑照合等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって<u>当行が</u>交付した小切手の用紙であると認めて取り扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造又は流用があってもそれにより生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2026年9月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2026年10月1日</u>から実施します。</p>

以 上